令和９年度

明治安田クオリティオブライフ文化財団

地域の伝統文化助成　申込要領

（地域の伝統文化の継承・発展をめざして）

公益財団法人
明治安田クオリティオブライフ文化財団
The MeijiYasuda Cultural Foundation

〒163-0633 東京都新宿区西新宿１－２５－１　新宿センタービル３３階
TEL. (03) 3349-6194　FAX. (03) 3345-6388
https://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp

令和９年度「地域の伝統文化保存維持費用助成」制度

公益財団法人　明治安田クオリティオブライフ文化財団

１．趣旨

わが国において、古来、地域に伝承されてきた民族の遺産ともいえる固有の伝統的な文化が時代とともに消滅しつつあります。

こうした歴史的･文化的に価値ある地域の民俗芸能（民俗行事、民俗音楽を含む）・民俗技術（伝統的製作技術、衣食住に関わる生活技術、伝統工芸を含む）を正しく後世に残すことが時代の責務であるとの考えに立って、当財団は、これらの継承のための諸活動、特に後継者育成に必要な技能修得のための諸活動への支援を行ないます。

２．助成対象

（１）地域の民俗芸能への助成

地域の民俗芸能の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている団体または個人を対象とします。

（２）地域の民俗技術への助成

地域の民俗技術の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている団体または個人を対象とします。

注．過去に助成を受けた団体または個人の申込みも受け付けます。ただし、助成対象候補として現在の活動状況および収支状況等を審査します。

３．助成の条件

（１）令和９年度（2027 年４月～2028 年３月）までに、後継者育成と保存継承に必要な諸費用（道具整備費、製作材料費、育成研修費、記録保存費用）等の支出を予定していること。

（２）上記支出を賄うために、個人または団体の負担以外に外部からの資金協力が緊急不可欠の状態であること。

（３）都道府県教育委員会または知事部局の文化関係所管課の推薦があること。

（４）次に該当するものは対象外とします。（10.助成対象外となる事項を参照）

ア．助成を受ける団体や組織の形態および事業内容が明確でないもの

イ．国指定の重要無形民俗文化財

ただし、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」（以下、「国選択」という）は対象

ウ．国の公的助成ないしは他財団等からの助成を受けているもの、もしくは受ける予定のあるもの

ただし、使途が異なる場合や、毎年市町村等から受ける少額の補助は可

エ．伝統性、地域性の希薄なもの、あるいは助成対象が不特定なもの

オ．伝統に基づかないイベントや行事等、当財団の助成目的に沿わないもの

４．申込手続

（１）申込みの流れ

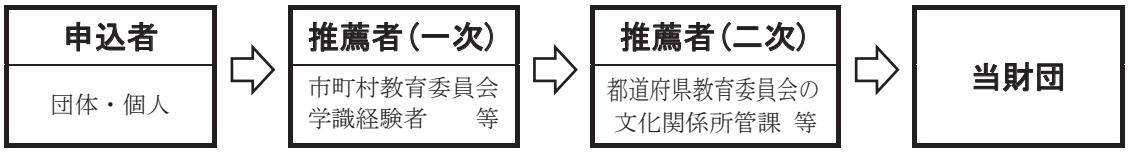

（２）申込用紙

・本要領に添付されている「申込書①（申込者）」「申込書②（活動状況等）」と「推薦書」を使用してください。

・パソコン等で作成される場合には、当財団のホームページに添付したファイルをご利用ください

（３）推薦者

・推薦者（一次）の資格は問いませんが、助成を希望される民俗芸能・民俗技術の理解者、支援者に依頼してください。（例. 市町村教育委員会、公立博物館、学識経験者等）

・推薦者（一次）が市町村教育委員会や公立博物館等の団体所属以外の個人の場合には、申込者との関係を必ず記入してください。

・なお、「推薦書」下欄に、推薦者（二次）として、<u>都道府県教育委員会または知事部局の文化関係所管課等の推薦を受けてください</u>。

・市町村教育委員会、公立博物館、学識経験者等からの推薦があるものについても、上記所管課の推薦が必要です。**<u>都道府県の推薦コメントがない申込みは受け付けできません。</u>**

（４）提出書類

・必ず提出いただきたい書類

ア．申込書①（申込者）

イ．申込書②（活動状況等）

ウ．推薦書

エ．写真…審査資料のため次の写真を５～６枚程度添付（カラーコピーも可）

・実際に活動している状況が判る写真［行事当日の様子や練習風景等］

・申込内容の状態が判る写真［申込みに関わる道具や衣装の状況等］

オ．直近の収支決算書（写）

・作成済もしくは入手済の場合に提出いただきたい書類

カ．直近の収支予算書（写）

キ．申込みに関わる見積書（写）と見積もりの参考になるパンフレット等

ク．その他、継承してきた伝統文化の参考資料、新聞掲載記事、芸能大会出演パンフレット等

注. **<u>提出書類は原則として返却いたしません。</u>**したがって、特に返送を必要とするものは、その旨を明記の上、返送用の封筒（切手貼付）を同封してください。

（５）提出方法

次のア.もしくはイ.いずれかの方法で提出してください。

ア．メール（E-mail：dento@meijiyasuda-qol-bunka.or.jp）

「申込書①（申込者）」「申込書②（活動状況等）」「推薦書」「別紙」をメールに添付し財団まで送信願います。

注.メール送信にあたり容量の関係で送付できない場合には当財団事務局までご照会ください。

イ．郵送（従来どおり）

できるかぎりレターパック（日本郵便）等、送付物の配達確認ができるものを当財団あてに送付してください。

５．日程

（１）申込期限

令和８年１２月３１日（木）締切　　※当日消印まで有効

注．都道府県及び市町村の推薦をいただくのにも相応の日数が必要となりますので、ご注意ください。

（２）結果発表

令和９年３月下旬（予定）

採否の結果は、都道府県所管課・推薦者・申込者あてに文書で通知いたします。なお、採用された場合は団体名等をマスコミ等に公表することがあります。

６．選考方法

提出書類に基づき、当財団の伝統文化分野選考委員会で厳正に審査し、採否と助成金額および使途目的を理事会に答申して決定します。

７．助成金額

（１）地域の民俗芸能

１件につき７０万円を限度とします。

（２）地域の民俗技術

１件につき４０万円を限度とします。

（３）助成金額の決定

助成金額は個々の申込内容を検討の上、限度額の範囲内で具体的に使途目的を定めた金額を決定します。

（４）助成期間

助成は、単年度助成を原則とします。ただし、必要に応じて最長３年間の継続助成を認めることがあります。この場合、自動的に継続助成されるものではありませんので、希望する年度毎に申込みをして審査を受けていただきます。

注．継続助成を希望する場合は、

・その旨を「申込書②（活動状況等）」のⅢ.「活動のための運営計画等」の「助成金の使途計画」欄に明記してください。

・また、継続助成を希望する各年度の活動計画の概要を、「別紙）」の「Ⅵ.その他（補足情報）」に記入してください。

８．助成の実行

（１）助成決定後、改めて所定の様式による「使途計画・収支計画書」を提出していただきます。

（２）助成金は、「使途計画・収支計画書」に記入いただいた送金希望月（令和１０年３月まで）に指定の口座あて送金します。

９．使途報告

（１）助成に対する活動成果については、写真・レポート・ＤＶＤ等による報告をお願いします。

（２）また後日、使途内容確認のため、物品の購入や修理で業者等に支払った際の領収証（写）等の証明書類を提出いただきますのでご承知おきください。

注. 助成金の使途は選考時に決定される「助成目的」の範囲に限られていますので、他の費用へは転用できません。**「助成目的」外の事項に転用した場合や助成決定前に助成目的物を購入した場合、助成金の返納を求めることがあります。**

１０．助成対象外となる事項

（１）下記の事項は助成の対象となりませんので、申込みに際してはあらかじめご留意願います。

助成対象外の事項	対象にならない事由
・申込団体が連合組織（複数の保存会を傘下におく連合体）である場合	・団体や組織の形態が助成対象を特定できないため
・国指定重要無形民俗文化財 ・国の公的助成ないしは他財団等から助成を受けているもの、もしくは受ける予定のあるもの	・公的助成や資金協力の体制等によって既に活動が、維持されているため
・創作芸能あるいは由来や伝統に基づかず任意に始められた行事（例:伝統性のない創作太鼓等） ・本来の姿や伝統性が失われた神事･行事 ・本来とは異なる地域での活動が主体のもの ・地域性が希薄あるいは特定できないもの	・伝統性や地域性が認められないため
・研究のための助成 ・伝統に基づかないイベント開催や村(町)おこし行事	・活動の目的や形態が本制度の目的と異なるため

（2）次の費用は助成金の使途目的が伝統文化継承のための本来的支出とはみなされず、助成金の使途範囲として承認されませんのでご注意願います。

・過度な講師料または継続的な支出が見込まれる講師料
・記念大会経費・展示会費用・広告費、宣伝目的の旗や横幕の購入費
・建設費
・本来的用具以外の消耗品購入費　等

注. 上記は参考事例であり、この他にも選考時の総合判断で対象外となる場合もあります。ご不明の場合は、ご遠慮なく財団事務局までご照会ください。

＜個人情報の取り扱いについて＞

助成に関して、財団が取得した申込者の個人情報（氏名・性別・生年月日・住所・助成金額・送金先銀行口座　等）は、個人情報保護法に基づき適正に管理すると共に、財団が行なう以下の目的に限定して使用します。

・助成対象者の選考
・助成金の支給
・その他、助成対象者との連絡通信や諸統計の作成、当財団ホームページへの掲載、マスコミ向け助成情報の提供、法令に基づく特定の者との共同利用、維持管理　等

お問い合わせ先

公益財団法人
明治安田クオリティオブライフ文化財団

TEL. (03) 3349-6194　FAX. (03) 3345-6388
E-mail : dento@meijiyasuda-qol-bunka.or.jp

申込書②　令和９年度の「収支計画」「使途計画」の記入例

（できるだけ実態に沿って、具体的に記入してください）

経常費用の収支計画

令和９年度収支計画　（当財団からの助成金が支給された場合の計画内容を記入）

支出の部		収入の部	
項目	金額(千円)	項目	金額(千円)
会議・事務費	45	前年度繰越金	80
育成研修費	50	会費	138
会場使用料	30	補助金	100
交通費・通信費	38	寄付・祝儀	95
道具・衣装購入費	850	出演料	50
次年度繰越金	50	財団助成金	600
支出合計	1,063	収入合計	1,063

支出合計と収入合計は一致

助成金の使途計画

１．直近の収支決算書（写）（必ず添付すること）

２．今回の助成希望金額　600　千円

３．助成金の使途内容（項目別に具体的な内容・金額を記入）

・締め太鼓　１台　３６０千円
・小太鼓　１台　２００千円
・長胴太鼓　１台　１８０千円
・太鼓用架台　１台　１１０千円
合計　８５０千円　（消費税込み）

うち　６００千円について助成を希望

添付資料の有無	①見積書(写)　添付　有	②直近の収支予算書(写)　添付　有

＜項目の説明＞

支出の部

会議･事務費	総会費用、事務用品代、印刷費、飲食代、光熱費、監査費、保険料、雑費　等
育成研修費	講習会費、手当、謝礼、保存会維持費　等
会場使用料	会場関係費用、祭典経費、クリーニング代　等
交通費･通信費	活動旅費、ガソリン代、道具運搬費、郵便料　等
道具･衣装購入費	道具の購入費や補修費、衣装の購入費や補修費　等
次年度繰越金	予備費や積立金を含む次年度への繰越金

収入の部

前年度繰越金	前年度からの繰越金
会費	保存会の会費　等
補助金	役所、都道府県、市町村等からの補助金
寄付･祝儀	保存会への寄付金やご祝儀　等
出演料	お祭り等への出演料や謝礼　等
財団助成金	今回、当財団に希望する助成金額